

**第 12 期研究費部会における
科学研究費助成事業（科研費）の改善・充実について
(第 12 期審議まとめ)**

**令和 7 年 1 月 29 日
科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会**

【目次】

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 我が国の学術研究をめぐる現状及び課題..... | 1 |
| (1) 現状 | 1 |
| (2) 課題 | 1 |
| 2. 本審議まとめの位置付け | 2 |
| 3. 具体的に取り組むべき事項..... | 3 |
| (1) 研究種目の整理・統合 | 3 |
| (2) 国際性・若手研究者支援の強化..... | 3 |
| (3) 研究費の効用の最大化 | 5 |
| (4) 採択率・充足率の水準 | 6 |
| 4. 今後の検討課題..... | 7 |
| (1) 研究種目の在り方..... | 7 |
| (2) 審査システム改革..... | 9 |
| 5. おわりに..... | 9 |

1. 我が国の学術研究をめぐる現状及び課題

(1) 現状

研究者の内在的な動機に基づいて行われる学術研究は、人類の知識の領域を開拓し、その積み重ねが、これまでの人類の繁栄を支えてきた。多様な研究活動の存在と、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野における厚みのある「知」の蓄積は、それ自体が知的・文化的価値を有するだけでなく、結果として、独創的な新技術や社会課題解決に貢献するイノベーションの創出につながるものである¹。

上記のような学術研究の意義は、大学等の研究者の間だけでなく、社会一般においても受容され得るものと思われるが、他方で、我が国の学術研究をめぐる現状は、必ずしも芳しいものではない。学術研究の代表的な成果の一つである論文について見ると、論文数（自然科学系、分数カウント法、2020年-2022年）は72,241件であり、10年前（2010年-2012年）の64,307件と比較して増加している一方で、Top10%補正論文数（2020年-2022年）及びTop1%補正論文数（2020年-2022年）はそれぞれ3,719件及び311件と、10年前（2010年-2012年）の4,329件及び356件から減少していることが分かる。こうした中、諸外国及び地域が論文数、Top10%補正論文数及びTop1%補正論文数を増加させた結果として、世界における日本の論文数の順位は5位、Top10%補正論文数の順位は13位、Top1%補正論文数の順位は12位と、いずれも10年前の順位である3位、6位及び7位から下落している²。上記の指標の値には科学研究費助成事業（科研費）以外の競争的研究費等により産出された論文が含まれ、かつ、研究分野ごとに成果発表の形式や傾向が異なるものの、全体的な傾向として、こうした指標の推移は我が国の研究力が相対的・長期的に低下していることを示している³。

(2) 課題

こうした研究力の低下傾向の背景には、研究人材、研究資金、研究環境等の複合的な要因が想定されるところ、特に研究資金に関する課題に目を向ければ、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）に所属する研究者による試行的な分析において、基盤的経費等から定常的に措置される教員一人当たりの研究開発費が減少傾向にあることが示されている⁴。研究活動の継続に当たって、科研費をはじめとする競争的研究費を獲得する必要性が高まる中、特に比

¹ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）48頁

² 「科学技術指標2024」, *NISTEP RESEARCH MATERIAL*, No.341, 文部科学省科学技術・学術政策研究所. 136-139頁

³ もっとも、研究コミュニティにおいて中国やグローバルサウス諸国との存在感が増したことにより、「注目度の高い論文」の意味が過去と比べて変化している可能性も示唆されているため（前掲注2 152-154頁）、こうした論文指標の解釈は慎重に行うべきものもある。

⁴ 伊神正貴, 神田由美子(2024)「大学教員レベルで見た研究開発費の時系列変化:「科学技術研究調査」を用いた試行」, *NISTEP DISCUSSION PAPER*, No.230, 文部科学省科学技術・学術政策研究所. 19頁。教員あたりの自己資金（人件費及び土地建物など除く。）は、平成13（2001）年度において中央値200万円だったものの、令和3（2021）年度には中央値93万円とほぼ半減している。

較的少額な研究種目で応募件数が増加し、結果的に「基盤研究(C)」では充足率が77.6%（平成25年度）から72.3%（令和5年度）まで低下するなど、研究費配分額の水準にも影響を与えており、消費者物価指数及び円ドルの為替レートを考慮した一研究課題当たりの平均配分実質額がこの約10年間で半減するなど⁵、物価及び為替の変動等の外的要因も相まって、学術研究を取り巻く状況は厳しさを増しつつある。

2. 本審議まとめの位置付け

科研費は、人文学、社会科学から自然科学までの全ての研究分野にわたり、基礎研究から応用研究に至るまで、研究者の自由な発想⁶に基づく学術研究を助成することを趣旨とした競争的研究費である。研究者間のピアレビューにより見出した独創的・先駆的な研究に対する助成を通じて、人類共通の財産である「知」の蓄積及びイノベーションの創出を実現し、我が国の経済社会の発展に貢献してきた。研究力の相対的・長期的な低下傾向に歯止めをかけ、世界のトップレベルの国々と伍していくためにも、研究種目の整理・統合や国際性・若手研究者支援の強化等により質的充実を図るとともに、1.で述べた学術研究を取り巻く厳しい状況を打破するため、抜本的な量的拡充を目指す必要がある。

こうした問題意識の下、第12期研究費部会では、多様な研究者たちがより挑戦的・独創的な研究に取り組める環境を整備するための議論等を行ってきた。第8回（令和6年6月24日）には、「第12期研究費部会における科研費の改善・充実及び今後の議論の方向性について（中間まとめ）」（令和6年6月24日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）をとりまとめ、同日までの議論の総括に加えて、本審議まとめに向けた議論の方向性が示されたところである。本審議まとめは、中間まとめで示された方向性に基づく第9回（令和6年8月30日）以降の議論を総括するとともに、第13期研究費部会において引き続き検討すべき事項を示すものである。

折しも、第13期（令和7年2月～令和9年2月）の期間中には、現行の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）が令和7年度末で計画期間を終え、第7期基本計画が定められる見込みとなっている。本部会としては、第7期基本計画の策定に当たり、本審議まとめが示す施策の方向性が斟酌されることを期待したい。

⁵ 令和5年11月14日研究費部会（第12期第4回）参考資料2

⁶ 伊神 正貫・山下 泉・村上 昭義、「研究室パネル調査定常報告2022：1) 研究室・研究グループの研究力にかかる指標群の提案、2) 研究室・研究グループの特性と注目度の高い論文の産出との関係」, *NISTEP RESEARCH MATERIAL*, No.333, 文部科学省科学技術・学術政策研究所. 124頁では、理工農系においては、知的好奇心を重視することがTop10%論文の産出に対し強い正の相関を持っていることが示されている。

3. 具体的に取り組むべき事項

(1) 研究種目の整理・統合

研究種目の体系については、研究者の自由な発想に基づく学術研究のより一層の充実を通じ、我が国の研究力の向上に資することを旨として、各研究種目の趣旨及び機能を勘案しつつ、その整理・統合に取り組むことが必要である。複雑化を続けてきた研究種目体系を簡素化することは、結果として、応募書類の作成に係る負担や審査委員一人当たりの審査時間の減少にも資することとなる。

第12期においては、上記の問題意識も踏まえ、「国際共同研究加速基金」を「基盤研究種目群」等に段階的に統合する方向性を打ち出したところであり、その第一歩として、「基盤研究(B)」との間で実質的な差異がなくなった「海外連携研究」について、令和7年度助成から公募を停止し、「基盤研究種目群」へと統合を行うこととした。今後、「海外連携研究」以外の「国際共同研究加速基金」の研究種目についても、独立の研究種目として存置する必要性が高い「帰国発展研究」を除き、(2)において後述するように、順次、統合に向けた検討を加速する必要がある。

(2) 国際性・若手研究者支援の強化

研究活動の国際化が年々加速を続ける中で、諸外国の国際共著論文数は増加傾向を示しているものの、我が国の伸び率は相対的に低いものとなっている⁷。また、主要国の国際共著相手国に関する分析では、国際共著相手国としての日本の順位が低下傾向にあり、国際的な研究コミュニティにおける我が国のプレゼンスの低下が示されている⁸。

以上の現状を打破するためには、研究人材の国際的な流動性を高めることで国際共同研究を促進することが必要となるが、諸外国の研究者とのネットワークは必ずしも短期間で形成できるようなものではなく、長期間に渡る研究交流の中で戦略的に構築することが望ましい。このため、研究者がキャリアの初期から国際共同研究等に従事する機会を多く持てるようになることで、国際的な研究コミュニティにおいて我が国の研究者が存在感を発揮できるようになる必要がある。

若手研究者の国際共同研究への参画に資する枠組みとしては、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の海外特別研究員制度のほか、科研費において、比較的少額の研究種目に採択された45歳以下の研究者による国際共同研究を助成する「国際共同研究強化」、ポストドクター及び博士課程学生の参画を要件とする「国際先導研究」等が存在する。さらに、「基盤研究(A)～(C)」の令和7年度助成に係る公募から「研究課題の国際性」の評定要素を導入しており、①先導性（将来的に世界の研究をけん引する）、②協同性（協

⁷ 前掲注2 表4－1－3

⁸ 村上昭義、西川開、伊神正貴「科学研究のベンチマー킹 2023」, *NISTEP RESEARCH MATERIAL*, No.329, 文部科学省科学技術・学術政策研究所. 126頁・参考資料2

同を通じて世界の研究の発展に貢献する）、③稀少性（我が国独自の研究としての高い価値を創出する）等の観点により、研究分野ごとの「国際性」の違いに配慮しつつ、国際的な競争力や波及効果の高い研究を見出すこととした⁹。令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案においては、「研究課題の国際性」の評定要素を活用した取組として、国際性の評価が高い研究課題に対する応募額を尊重した配分や、若手研究者による国際性の評価が高い研究課題を追加的に採択する「国際・若手支援強化枠」の創設に必要な経費が計上されているところである。

今後とも、引き続き科研費における国際性及び若手研究者支援の強化に取り組む必要があり、その第一義的な手段と考えられるのが、「国際共同研究強化」を「基盤研究種目群」等に統合することによる、若手研究者の採択が多い比較的少額の研究種目における国際性の抜本的な向上である。その際には、コロナ禍後の国際研究交流の回復傾向¹⁰を後押しするためにも、「基盤研究種目群」等への統合によって研究活動の国際性が後退する結果とはならないよう、「国際共同研究強化」の機能に応じた検討を行うこととする。

具体的には、「基盤研究種目群」等への統合後においても、「国際共同研究強化」に特有の経費である「渡航費・滞在費」及び「代替要員確保のための経費」を措置できるような統合の方法についても検討する必要がある。また、(1)で述べたようなそもそもその研究種目の整理・統合の意義を踏まえ、統合に伴って審査負担が増大するような制度設計を採用するべきではなく、海外渡航を伴う国際共同研究の実施を希望する者が「基盤研究(B)・(C)」又は「若手研究」に応募した際に、当該研究課題の採否に加えて「渡航費・滞在費」及び「代替要員確保のための経費」の交付の可否についても一括して審査し得るような方法を検討する必要がある。

また、海外の研究機関で一定のポストを得ている「優秀な日本人研究者の呼び戻し」のための研究種目である「帰国発展研究」について、新たに海外特別研究員の応募資格を認めるとともに、採択から交付申請までの間の猶予期間を延長することで、制度の実効性を高めるべきである。

さらには、「国際共同研究加速基金」の「基盤研究種目群」等への統合に限らず、例えば、一定の要件の下で在外日本人研究者に科研費の応募資格を認めるとともに、世界9か国10か所に所在する振興会の海外研究連絡センター¹¹を拠点として在外日本人研究者のコミュ

⁹ なお、「研究課題の国際性」の評定要素による審査は新たな取組であるため、令和7年度採択課題に係る審査の総括等を踏まえ、今後、必要に応じて改善に向けた検討を行うこととする。

¹⁰ 「研究者の交流に関する調査報告書」（令和6年3月公益財団法人未来工学研究所）22-28頁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前には及ばないものの、海外への派遣研究者数・海外からの受入研究者数とともに、回復傾向にあることが示されている。また、同報告書72-76頁では、いずれの年齢層においても、派遣研究者数・受入研究者数とともに増加傾向にあることが示されている。

¹¹ 学術に関する国際交流における我が国と諸外国との関係強化を図るため、ワシントン（米国）、サンフランシスコ（同）、ボン（ドイツ）、ロンドン（英国）、ストックホルム（スウェーデン）、ストラスブ

ニティを形成する等、既存の研究種目の整理・統合以外の動機を出発点とする施策についても検討するべきである。

(3) 研究費の効用の最大化

次期基本計画期間においては、科研費予算の増額を目指すことに加えて、確保した予算を基に助成する研究費の効用の最大化を目指すことで、厳しい財政状況の下でも研究活動を強力に後押しすることが重要である。

研究費の効用の最大化に当たっては、研究費の柔軟な執行を可能とする枠組みを整備することが必要となる。この点、研究種目の基金化は、国際共同研究の障壁となる会計年度の制約の解消に資するだけでなく、大学等で行われる学術研究の実態に即した枠組みでもあるほか、振興会による検証では、基金化前後で当該研究種目の産出論文に係る論文指標の向上も確認されている¹²。第12期では、研究種目の中で最も予算総額が大きい「基盤研究(B)」の基金化を実現したところであり、研究費の柔軟な執行による研究の「質」の向上や、特に若手・子育て世代の研究者における研究とライフィベントの両立、事務手続の簡素化に伴う研究時間の創出等、様々な面から我が国の研究力の向上に貢献したものと考えられる。いまだ基金化されていない「基盤研究(A)」以上の大型の研究種目についても、これらの研究種目における国際共同研究の実施率の高さ¹³や、高価格帯の設備・機器の導入実績が多く¹⁴、会計年度をまたぐ調達等の需要が想定される点等を踏まえ、基金化を目指していくべきである。

また、研究費の効用の最大化の観点からは、科研費で購入した研究設備・機器の共用を促進することにより、より多くの研究者が基礎的な研究基盤にアクセスできる環境を整備することが必要となる。科研費で購入される研究設備・機器は、特定の補助事業における利用を動機として購入されることもあって使用頻度が高く、特に低価格帯の研究設備・機器ほど共

ール(フランス)、バンコク(タイ)、北京(中国)、カイロ(エジプト)及びナイロビ(ケニア)に海外研究連絡センターを設置し、海外の学術振興機関等との連携、我が国の大学の海外活動展開への協力・支援、フェローシップ等の振興会事業経験者のネットワーク構築・支援等に取り組んでいる。このほか、サンパウロ(ブラジル)に海外アドバイザーを設置している。

¹² 「「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説」(令和5年2月独立行政法人日本学術振興会学術情報分析センター)。同検証では、研究成果の質を表す指標として、論文の被引用数等を基に算出される Field-Weighted Citation Impact (FWCI) の応用指標を用いて分析を行い、平成23年度に基金化された「基盤研究(C)」・「若手研究(B)」における当該指標の値が基金化の前後で向上していることを示した。

¹³ 令和6年6月24日研究費部会(第12期第8回)参考資料。令和5年度に研究期間が終了する研究課題における国際共同研究の実施率は、「基盤研究(B)」の21.4%に対して、「基盤研究(S)・(A)」ではそれぞれ63.0%及び37.5%となっている。

¹⁴ 令和6年12月24日研究費部会(第12期第11回)資料3。令和5年度の「基盤研究(S)～(C)」の実績報告書を基に、購入価格が50万円以上の物品(単価が50万円以上の物品に限る。)の導入実績を価格帯別に集計したところ、大型種目である「基盤研究(S)・(A)」では高価格帯の物品も一定程度導入されていた。

用化率が低いといった現状もあるが¹⁵、限られた研究費の有効活用を図るためにも、補助事業の遂行に支障がない範囲内で共用を促進することが求められる。このため、令和7年度採択課題に適用される使用ルールにおいては、購入価額が一定額以上であること等の要件を満たす研究設備・機器について、研究機関による共用のための枠組みの構築を促しつつ、補助事業の遂行に支障がない範囲内における研究機関内外への共用を努力義務化するとともに、今後、更なる取組も検討していくべきである。

(4) 採択率・充足率の水準

為替安・物価高の傾向等に示される社会経済情勢下において、学術研究を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっている。こうした中で、高等教育政策及び科学技術・学術政策の全体的な動向に目を向ければ、今後とも基盤的経費及び競争的研究費からなるデュアルサポートシステムを基軸とした政策体系が想定されている¹⁶ほか、第7期基本計画の策定に向けた検討の過程において、学術研究を支える科研費の重要性が広く認識されている¹⁷。

研究種目全体としての新規採択率・充足率の水準は、こうした社会経済情勢及び政策動向を踏まえ、科研費制度全体の在り方を示すものとなる。その具体的な水準については、本部会における議論を踏まえ、それぞれ以下のとおりとしたい。

①採択率の水準

諸外国のファンディング・システムでは、採択率は上昇傾向にあるか、あるいは年度によって変動が大きい場合であっても20%後半台～30%前半台を維持している¹⁸。

諸外国との国際比較の観点や、研究費の助成を通じて一定規模の研究者を持続的に育成する観点から、研究種目全体の新規採択率については、第6期基本計画期間に引き続き、30%を目標とする。

¹⁵ 令和6年12月24日研究費部会（第12期第11回）資料3。平成30年度から令和4年度に48の国立大学法人で購入された研究機器のうち、購入金額が160万円以上等の要件を満たすものの共用状況を調査したところ、科研費で購入された研究機器の共用化率は15.6%と、科研費以外で購入された研究機器の共用化率である31.5%よりも低かった。また、購入時の財源にかかわらず、高価格帯の機器ほど共用化率が高く、低価格帯の機器ほど共用率が低い傾向にあった。

¹⁶ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申【案】）」（令和6年12月13日中央教育審議会高等教育の在り方に関する特別部会）13頁

¹⁷ 令和6年9月2日科学技術・学術審議会（第72回）資料2－5

¹⁸ 令和6年11月25日研究費部会（第12期第10回）資料3。米国国立科学財団（National Science Foundation, NSF）のResearch Awards（施設や設備の助成等を除く研究助成）では、2019年度を境とした応募件数の減少の影響もあってか、直近数年間の採択率は20%後半台まで上昇している。また、米国国立衛生研究所（National Institutes of Health, NIH）のResearch Project Grantsでは採択率が微増傾向にあり、過去には20%を下回ることもあったものの、直近では20%前半台となっている。このほか、英国研究・イノベーション機構（UK Research and Innovation, UKRI）及びドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG）では、年度によって変動が大きいものの、20%後半台～30%前半台の採択率を維持している。

②充足率の水準

充足率は、個々の研究者が応募時点で有していた研究計画を実現するに当たって重要な意義を有する指標としても説明することが可能であり、科研費の論文生産性に関するロジスティック回帰分析の結果が示唆するように¹⁹、注目度の高い研究成果の創出に当たって一定の効果を有していると考えられる。

採択された研究課題に対する研究費の配分に当たっては、研究者が提案した研究計画上の応募額を尊重することが前提であるが、厳しい財政状況の下で研究計画の実現に必要な経費を効果的に配分するためには、一律に同様の充足率を適用するのではなく、「基盤研究(A)～(C)」の令和7年度助成に係る公募から適用される「研究課題の国際性」の評定要素に基づく重点配分を始め、当該研究課題の評価に基づいた水準の充足率を適用することが望ましい。個別の研究課題の充足率の水準については上記のような考え方を前提としつつ、注目度の高い研究成果の創出を通じて我が国の研究力の強化を図る観点から、研究種目全体の充足率の大幅な引上げを目指すとともに、応募上限額の引上げを含む配分額の更なる充実方策についても、並行して検討するべきである。

4. 今後の検討課題

(1) 研究種目の在り方

①基盤研究の助成の在り方

「基盤研究(S)～(C)」からなる「基盤研究種目群」は、科研費の中核的な種目群としての位置付けを有しており、その基本的な枠組みは、平成8年度の創設以来大きくは変わっていない。第12期においては、①種目構成、②応募上限額、③研究期間及び④重複応募・受給制限の4つの論点を設定し、ゼロベースでの議論を展開したところである。第13期においては、特に①種目構成に関して、「基盤研究(B)・(C)」の統合といった抜本的な改革の実現可能性を含め、(2)において後述する審査システム改革に向けた議論とともに、振興会における検討も踏まえて、引き続き議論する必要がある。

②「学術変革研究種目群」の在り方の検証

¹⁹ 令和6年12月24日研究費部会（第12期第11回）資料4。平成20年度～令和元年度の「基盤研究(S)～(C)」の採択課題により産出されたScopus収録論文（Articleのみ。n=442,165）について、目的変数に「Top10%論文ダミー」を、説明変数に「採択率」・「充足率」・「著者の所属国数」・「基盤研究Sダミー」・「基盤研究Aダミー」・「基盤研究Bダミー」を用いたロジスティック回帰分析を実施した。説明変数のうち「充足率」のオッズ比は1.029で1よりも大きく、かつ、有意水準1%で統計的に有意であった。この分析結果は、Top10%論文の産出に当たっては充足率が一定の効果を有することを示唆していると考えられる。

「学術変革領域研究(A)・(B)」及び「挑戦的研究（開拓）・（萌芽）」からなる「学術変革研究種目群」は、斬新な発想に基づく研究の支援を通じて学術の体系や方向の変革・転換、新領域の開拓等を先導する種目群としての意義を有している。しかしながら、同種目群に含まれる研究種目が細分化している状況があることから、振興会における「挑戦的研究（開拓）・（萌芽）」の審査の在り方に関する検討の過程で議論があつたように²⁰、研究者の研究活動に内在する大胆な変革や探索をこれまで以上に生み出せるよう、種目群全体としての在り方を検証し、その結果も踏まえて議論していくことが必要である。

その際、「学術変革領域研究 (A)・(B)」については、前身となる「新学術領域研究」に関する課題²¹を克服できているか、「学術変革領域研究(A)・(B)」間の研究チームの規模の違いが実際の研究成果に反映されているか²²、国際的にも評価されるような研究領域の創出に資しているかといった観点から、段階的に成果を検証することも必要である。

また、「挑戦的研究（開拓）・（萌芽）」に関しては、同研究種目に固有の「挑戦性」の趣旨を明確化することなどを通じて、真に挑戦的な研究を見出していくことが必要である。研究分野ごとの「挑戦性」の考え方も踏まえつつ、例えば新興・融合領域の研究への挑戦を後押しできるような「挑戦性」の在り方も模索するなど、分野横断的に議論・検討を行う必要がある。

③その他の研究種目の在り方の検証等

「特別推進研究」では、多くの研究者に挑戦の機会を与える趣旨により、平成 30 (2018) 年度公募から受給回数を 1 回に制限している。しかしながら、平成 30 年度の見直し以降の物価高・為替安等の社会経済情勢下で大型の研究種目の重要性が再認識されるようになり、研究者コミュニティにおいても、受給回数制限の必要性に関して様々な意見がある。このため、平成 30 年度の見直しの際の議論の総括や、受給回数制限の導入による政策効果の検証等を通じ、受給回数制限の必要性についてあらためて議論を行う必要がある。

また、「研究成果公開促進費」は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普

²⁰ 令和 6 年 11 月 25 日研究費部会（第 12 期第 10 回）資料 4

²¹ 平成 29 年 4 月 24 日に設置された「科研費改革に関する作業部会」では、「新学術領域研究」に関する課題として、①種目名等が過度に新規性を意識させている、②研究領域の構成や研究期間の設定に柔軟性がないために領域代表者等にとって大きな負担となっている、③研究領域の構成が厳格に決まっているために研究の特性に応じた柔軟で機動的な対応が困難となっている、の 3 点を整理した。

²² 先行研究では、大規模な研究チームは既存の理論を発展させる傾向にある一方で、小規模な研究チームは革新的かつ破壊的な理論を創出する傾向にあるとされている (Wu, L., Wang, D. & Evans, J.A. Large teams develop and small teams disrupt science and technology. *Nature* 566, 378–382 (2019). <https://doi.org/10.1038/s41586-019-0941-9>)。研究種目創設当初に想定されていた「学術変革領域研究 (A)・(B)」間の性格の違いは、こうした先行研究とも整合的なものであったと考えられるが、ここでいう性格の違いが学術論文等の研究成果等にも反映されているか否かは、事後的な検証のための有益な観点と考えらえる。

及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的としている。「研究成果公開促進費」に関連する動向として、近年になってオープンサイエンスの潮流が加速するなど、研究成果の公開を取り巻く状況はめまぐるしく変化を続けている。科研費の他の研究種目で助成した研究の成果がより積極的に国内外に発信されることで、国際的な研究コミュニティにおける我が国のプレゼンスを示すためにも、「研究成果公開促進費」の在り方についても、検討を開始する必要がある。

(2) 審査システム改革

科研費の審査区分表や審査方式等については、およそ 10 年に一度の頻度で見直しを行っているところであり、令和 10 (2028) 年度に実施される審査システム改革に向けて、研究種目や審査区分間の配分方式を含め、より適切な審査システムの構築に向けた検討を加速する必要がある。

第 12 期においては、令和 5 年 11 月 30 日に科学研究費補助金審査部会において「科研費審査区分表及び審査方式等の見直しに当たっての基本的考え方」を決定し、研究に対する評価等を加味して行う研究費の配分等の具体的方策について、振興会に検討を依頼したところである。第 13 期では、令和 8 年 8 月頃に予定される新たな審査システムの決定に向けて、振興会との意見交換を重ねつつ、検討の具体化を進めるべきである。

5. おわりに

我が国の学術研究を取り巻く状況が重大な局面を迎える中で、最も基礎的・基盤的な競争的研究費である科研費に対して、我が国の研究力の抜本的な強化の観点から、アカデミア及び産業界の双方から切実かつ喫緊の要望が寄せられるようになっている²³。政府において第 7 期基本計画の策定に向けた検討が本格的に開始されているところ²⁴、こうした科研費に対する要望に鑑みれば、本審議まとめが示す施策の方向性に留まらず、より積極的な質的充実や抜本的な量的拡充に向けた方策について、継続的に検討することが求められる。

²³ 令和 6 年 9 月 6 日に文部科学大臣に手交された「科学研究費助成事業の全体額増加に関する要望書」(令和 6 年 9 月生物科学学会連合ほか)では、「研究が安定的に遂行できる目安とされる採択率 3 割以上、充足率 9 割以上を確保し、かつ物価高や出版費用の高騰等を考慮すれば現状の 2 倍、4800 億円以上が必要」とされている。また、「FUTURE DESIGN 2040 「成長と分配の好循環」～公正・公平で持続可能な社会を目指して～」(令和 6 年 12 月 9 日一般社団法人日本経済団体連合会)では、科研費の予算の早期倍増が提言されている。

²⁴ 令和 6 年 12 月 20 日には、内閣総理大臣から総合科学技術・イノベーション会議に対して、第 7 期基本計画の策定に向けた諮問が行われるとともに、同月 23 日には、第 7 期基本計画について調査・検討を行うため、同会議に基本計画専門調査会が設置された。

上記の政策的背景の下、第13期においては、研究現場の実情に常に目を向けつつ、大局的な見地から積極的な議論が交わされることを期待して、第12期研究費部会の議論を締め括りたい。